

令和6年度木曽岬町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障がい者等の自立の促進に資するため、町が行う物品および役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達を推進するための方針を定め、本町における障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、町の全組織とする。

3 対象施設

この方針により、物品等を調達する対象事業者は、障害者優先調達推進法に規定する障害者就労施設等とする。

4 調達の目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、令和6年度に行う障害者就労施設等からの物品等の調達については、令和5年度の実績を上回ることを目標とする。

5 調達の方法

障害者就労施設等が提供する物品等の情報については、福祉課が情報収集を行い、庁内各課に対して情報提供を行う。

各課はその情報に基づいて障害者就労施設等から直接調達する。

6 調達推進方針及び調達実績の公表

この方針や調達実績については、町ホームページ等により方針策定後（又は調達実績の集計後）に速やかに公表する。

7 その他

町が発注する物品等に限らず、イベント等における自主製品の販売の場の提供など、可能な範囲で障害者就労施設等からの物品等の調達の拡大が図られるよう支援を行うものとする。